

選挙権年齢

政府は、現在「20歳以上」となっている現在の選挙権年齢を「18歳以上」へ引き下げる検討作業を2月にも始めるとのことです。

選挙権の年齢要件についての議論は以前からありました。しかし、選挙権の年齢を20歳から18歳に引き下げるためには憲法改正が必要であることもあり、議論はほとんど進んでいません。こうした中、政府として、ようやく本腰を入れて検討することになったようです。

実は、憲法改正の手続きを進めるための国民投票法は平成19年に成立しており、その附則において、公職選挙法や民法など他の法律との整合性を取る必要があり、必要な措置は平成22年5月の国民投票法施行までに完了させると規定されています。しかし、先程も述べたように、政府における検討は、ほとんどなされていません。

「成人年齢」を引き下げるということは、若い世代の社会参加を促す上で効果が期待されますし、何よりも、政治の目をもっと若い世代に向けさせるためにも、10代の政治への参加は意味があると思います。

とはいえ、選挙年齢を20歳から18歳に引き下げるということは民法上の「成人年齢」を引き下げることになりますので、事はそう簡単ではありません。

成人年齢が18歳に引き下げられると、「未成年者飲酒禁止法」や「未成年者喫煙禁止法」によって禁じられている飲酒・喫煙が高校生でも可能となります。

また、未成年者の場合、クレジットやローンといった金銭契約も親権者などの同意なしに結ぶことが可能になりますが、それは同時に、様々な金銭トラブルや犯罪に巻き込まれるというリスクを高めることにも繋がります。

更に、「成人年齢」が引き下げられることにより、少年法で保護されている年齢も「20歳未満」から「18歳未満」に引き下げられることになりますから、今後は、18、19歳の「少年」が、死刑を含む刑事処分対象の「成人」として扱われることになります。

このように、選挙年齢の引き下げは、選挙制度を超え様々な分野で功罪分かれるところであり、議論を難しくしています。

選挙年齢引き下げの対象となる18歳、19歳の人口は約240万人ですから、制度変更は、社会的にも非常に大きな影響を与えることになります。

政府では、各府省横断の検討委員会を設けるお考えのようですが、作業は膨大ですので精力的に検討していただくと同時に、検討のプロセスは国民にしっかりと説明していただきたいと思います。(塾頭 吉田 洋一)